### 【2023年9月25日発行】

\_\_\_\_\_

# ■ 人事労務マガジン/特集第213号 ■

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

# ▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

\_\_\_\_\_

厚生労働省 X (旧 Twitter)・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

### <厚生労働省公式 X (旧 Twitter) >

手順1 X(旧Twitter)アカウント登録してログイン

手順 2 https://twitter.com/mhlwitter をクリック

手順3 「フォローする」ボタンをクリック

# <厚生労働省公式 Facebook>

手順1 Facebook アカウント登録してログイン

手順 2 https://www.facebook.com/mhlw.japan をクリック

手順3 「フォローする」ボタンをクリック

### 【目次】

- 1. 確認しよう、最低賃金 10月1日(日)から順次改定されます
- 2. 賃金引き上げに「業務改善助成金」をご活用ください 対象事業場を拡大し、一定の条件を満たす事業者は賃上げ後の申請が可能となるなど 拡充されました
- 3. 10月6日(金)「高年齢者活躍企業フォーラム」を開催
- 4. 「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を開催
- 5. 「生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップ」を開催
- 6. 「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」をオンラインで配信しています
- 7. 「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントがサポートします
- 8. 「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集 10 月からオンラインと会場で全 55 回開催
- 9. オンライン「労働契約等解説セミナー2023」を 10 月に 4 回開催 無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

10. 大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」を 10 月にオンライン開催

\_\_\_\_\_

【トピック1】確認しよう、最低賃金 10月1日(日)から順次改定されます

\_\_\_\_\_\_

都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が、10月1日(日)以降に順次発効されます。

最低賃金は、年齢、パートやアルバイトなどの雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての 労働者に適用されますので、使用者も労働者の皆さまも、最低賃金額や発効日の確認をお願 いします。

【各都道府県の改定額と発効年月日はこちら】

地域別最低賃金の全国一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/minimu
michiran/index.html

【最低賃金に関する特設サイトはこちら】 必ずチェック最低賃金 使用者も労働者も

https://pc.saiteichingin.info/

### 【お問い合わせ】

都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

\_\_\_\_\_\_

【トピック 2】賃金引き上げに「業務改善助成金」をご活用ください 対象事業場を拡大し、一定の条件を満たす事業者は賃上げ後の申請が可能となるなど拡充 されました

------

厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図るための「業務改善助成金」制度を設けています。 地域別最低賃金の発効に伴う賃金引き上げに向けて、「業務改善助成金」をご活用ください。 この制度は、対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請を可能とするなど の拡充を行いました。

拡充の詳細や業務改善助成金の概要などは、下記の報道発表資料や厚生労働省ウェブサイト、リーフレットをご覧ください。

また、コールセンター(0120-366-440)もありますので、申請に当たってのご不明点等は、 お気軽にお問い合わせください。

※申請期限は2024年1月31日です。

# ■賃金引き上げ参考情報

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能、賃金引き上げに向けた政府の支援策など、賃金引き上げのために参考となる情報を「賃金引き上げ特設ページ」に掲載しています。賃金引き上げを検討される際に、ぜひご利用ください。

### 【報道発表資料】

8月31日から、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む中小企業等を支援する『業務改善助成金』を拡充します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_34809.html

【最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 業務改善助成金のご案内】 必ずチェック最低賃金 使用者も労働者も

https://pc.saiteichingin.info/chusyo/index.html

### 【業務改善助成金リーフレット】

業務改善助成金が拡充されます!

https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001140626.pdf

令和5年度業務改善助成金のご案内

https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001140627.pdf

#### 【お問い合わせ】

業務改善助成金コールセンター

TEL: 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15) ※昨年に引き続きコールセンターを設置しています。 ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧
<a href="https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html">https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html</a>
※申請の手続きは、各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお願いします。

賃金引き上げ特設ページ

https://pc.saiteichingin.info/chingin/

\_\_\_\_\_

【トピック3】10月6日(金)「高年齢者活躍企業フォーラム」を開催

\_\_\_\_\_

厚生労働省は、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED) との共催で実施する「高年齢者活躍企業コンテスト」において、高年齢者が活躍するために各企業が行った雇用管理や職場環境の改善などの創意工夫の事例の募集・表彰を実施しています。

このたび、「厚生労働大臣表彰 5 編」、「高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰優秀賞 6 編」をはじめとする入賞企業を決定しました。

「高年齢者活躍企業フォーラム」では、コンテストの表彰式をはじめ、コンテスト入賞企業 による事例発表、学識経験者を交えたトークセッション等を実施しますので、ぜひご参加く ださい。【事前申込制・先着順、無料】

【日時】10月6日(金)13:00~16:00 受付開始12:00~

【会場】イイノホール(東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビルディング)

【定員等】会場参加 100 人、ライブ配信 500 人 ※後日アーカイブ配信実施予定

【申し込み・詳細】

令和 5 年度「高年齢者活躍企業フォーラム」「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」 https://www.elder.jeed.go.jp/moushikomi.html

### 【お問い合わせ】

JEED 高齢者雇用推進·研究部 普及啓発課

TEL: 043-297-9527

\_\_\_\_\_

【トピック 4】「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を開催

\_\_\_\_\_

令和3年4月に改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業機会の確保が努力義務化されて約2年が経過し、高年齢者の戦力化について各企業の人事担当者の関心がさらに高まっています。JEEDでは、以下のテーマにより4回にわたってシンポジウムを開催(ライブ配信)しますのでぜひご参加ください。【事前申込制・先着順、無料。後日アーカイブ配信実施予定】

#### 【日程・テーマ】

10月12日(木)14:00~16:35

「人的資本経営における職場コミュニケーション~Z世代からポスト団塊世代まで」

10月19日(木)14:00~16:35

「女性社員のウェルビーイング向上~エイジレスなキャリアと健康支援」

10月27日(金)14:00~16:45

「50歳からのキャリア開発・支援、リスキリング~シニアの活躍に向けて」

11月1日(水)14:00~16:40

「エイジレスな人材活用のための評価・賃金制度」

### 【申し込み・詳細】

令和 5 年度「高年齢者活躍企業フォーラム」「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」 https://www.elder.jeed.go.jp/moushikomi.html

# 【お問い合わせ】

JEED 高齢者雇用推進・研究部 普及啓発課

TEL: 043-297-9527

\_\_\_\_\_\_

# 【トピック 5】「生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップ」を開催

\_\_\_\_\_

JEED では毎年、事業主や企業の人事労務担当の方々を対象に、年齢にかかわりなく生涯現役で働くことのできる職場づくりや、高年齢者の戦力化などについてさまざまな情報を提供する「生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップ」を各都道府県支部にて開催しています。各地域の実情をふまえた具体的で実践的な内容を盛り込んでいますので、ぜひご参加ください。【事前申込制・先着順、参加無料】

【ワークショップの内容・参加の申し込み・お問い合わせ】 生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップ

https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity04.html

- ※詳細は、JEED 各都道府県支部あてにお問い合わせください。
- ※一部の都道府県支部では、ライブ配信やアーカイブ配信等の動画配信を予定しています。

\_\_\_\_\_

【トピック 6】「不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会」を オンラインで配信しています

\_\_\_\_\_

厚生労働省では、不妊治療の実態や両立支援制度を導入・運用するための具体的なノウハウなどを解説する研修会をオンラインで配信しています。

これまでキャリアを積んできた女性社員が、不妊治療と仕事との両立に悩んで離職してしまうことは、企業にとって大きな損失となります。

女性の管理職を育成し増加させる取り組みを進めるためにも、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題です。

また、不妊治療は女性労働者だけでなく、男性労働者も対象になります。

研修会では、行政、産婦人科医、産業医、社会保険労務士、コンサルタント等の立場から 不妊治療と仕事との両立を推進していくための具体的ノウハウや留意点等を解説していま す。

これから不妊治療と仕事との両立を支援する制度を導入しようとしている企業の皆さまは もちろん、既に制度を導入し、よりよい運用を検討している企業にも参考になる内容で す。

自社の従業員の不妊治療と仕事との両立を支援する人事労務担当者、産婦人科医、産業 医、産業保健スタッフのみなさま、ぜひ視聴ください。

【研修の詳細、視聴お申し込みはこちら】

「不妊治療と仕事との両立支援 担当者等向け研修会」ページ

https://www.funin-ryoritsu.jp/

#### 【再掲】

【トピック7】「多様な正社員」制度の導入・改定をコンサルタントがサポートします

\_\_\_\_\_

厚生労働省では「多様な正社員」制度を普及・定着させるため、「多様な正社員」制度の導入や改定を検討されている企業へのコンサルティング支援を無料で行っています。

「多様な正社員」とは、職務内容、勤務地、労働時間などを限定して選択できる正社員をいいます。

多様な正社員の専門知識を持ったコンサルタント(社労士等)が全国どの企業にも無料で伺います。また、オンライン(ウェブ会議形式を含む)で支援を受けることもできます。

# ■多様な正社員の活用ケース

- ・転勤や長時間労働等が困難な各自の事情に合わせて、雇用の期間の定めがなく能力を活かせる働き方を用意したい。
- ・職務を高度な専門分野に限定して、特定の業務を行うプロフェッショナル人材を雇用したい。
- ・転勤やフルタイム勤務が困難な各自の事情に合わせて、既存のあるいは新設した多様な正 社員区分を、無期転換後の受け入れ先としたい。

#### ■支援概要

対象:「多様な正社員」制度の導入もしくは見直しを検討している企業

費用:無料

期間:2024年2月まで

実施方法:対面またはオンライン(ウェブ会議等)を選択

回数:1 社あたり 4~6 回程度の訪問支援を実施

# 内容:

- 人事管理上の課題等の現状を把握し、多様な正社員の活用方針を整理
- 導入する多様な正社員の格付けや待遇等の検討
- 多様な正社員の導入に向けた就業規則等の修正の検討

#### 【詳細・お申し込みはこちら】

「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業 特設サイト

https://tavounaseishainseido.com/

### 【お問い合わせ】

令和5年度「多様な正社員」制度に係る調査研究・導入支援等事業事務局

(委託先: PwC コンサルティング合同会社)

TEL: 03-6257-0785

E-mail: jp\_cons\_tayounaseishain@pwc.com

【再掲】-----

【トピック8】「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集

10月からオンラインと会場で全55回開催

\_\_\_\_\_

健康的でやる気あふれる職場を実現しませんか?

企業の経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまへの支援を目的に、「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。オンラインで51回、会場(東京、大阪)で4回の全55回(うち3回は「特別企画 業務効率化セミナー」)開催します。【事前申し込み制・参加無料】

このセミナーでは、過重労働防止に関する労働関係法令の制度概要、過重労働の防止・解消のための対策・手法等の解説、取り組みの好事例の紹介などを行います。

各回とも「過重労働とパワハラ防止対策」や「損害賠償請求事例と労災上積み補償」などの「詳細解説テーマ」も設けていますので、興味のあるものにご参加ください。

また「特別企画 業務効率化セミナー」では、業務効率化の考え方や手法・事例などを中心にお伝えします。

経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加いただけます。特設ウェブサイトにて参加者を募集しています。皆さまのご参加をお待ちしています。

#### 【開催期間・時間】

2023年10月3日(火)~2024年1月18日(木)(全55回)

- ・午前開催の場合 9:30~12:00
- ・午後開催の場合 14:00~16:30
- ※日程や開催時間・会場・講師などの詳細は、特設ウェブサイトにてご案内しています。

#### 【詳細解説テーマ例】

- ・過重労働に関する損害賠償事例
- ・過重労働とメンタルヘルス対策
- ・過重労働と労災認定

- ・過重労働とパワハラ防止対策
- ・過重労働とテレワーク など

【詳細・お申し込みはこちら】

特設ウェブサイト

https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/

# 【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー事務局」 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(略称:全基連) 〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6 階

担当:川田代、磯谷

TEL: 03-5283-1030 (平日 10:00~17:00)

FAX: 03-5283-1032

E-mail: kajyu-kaishou@zenkiren.com

【再掲】-----

【トピック 9】オンライン「労働契約等解説セミナー2023」を 10 月に 4 回開催無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説

\_\_\_\_\_\_

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備 されていますか?

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめ、パートや契約社員などが長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、昨年7月に改定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について解説します。

事業主・人事労務担当者や労働者の皆さまなど、どなたでもご参加いただけます。セミナー終了後は、個別相談会も開催します。【事前申し込み制・参加無料】

#### 【テーマ】

- ・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- 無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

# 【開催概要】

開催日:10月4日(水)、12日(木)、20日(金)、24日(火)

開催時間:セミナー 13:30~15:40(休憩10分) 個別相談会 15:50~16:50

開催形式:オンライン

【詳細・お申し込みはこちら】

労働契約等解説セミナー

https://roukeiseminar.mhlw.go.jp

#### 【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局 ランゲート株式会社(委託先)

TEL: 075-741-7862

【再掲】-----

【トピック 10】大学の教職員等に向けた「労働法の教え方セミナー」を 10 月にオンライン 開催

\_\_\_\_\_

このセミナーは、大学等の教職員の皆さまが、学生たちに労働法を教えられるよう、そのノウハウを分かりやすく解説するものです。

セミナー参加者には大学等で労働法を教えるためのマニュアル (冊子) を差し上げます。 教職員の方はもちろん、それ以外の方でも参加いただけます。関心をお持ちの方は、ぜひお申し込みください。 【事前申し込み制・参加無料】

# 【開催日程】全てオンライン開催

・大学の教職員等向けセミナー

10月17日(火)・10月18日(水) 17:00~19:00

※各回のテーマは、お申し込みページからご確認ください。

【詳細・お申し込み・お問い合わせはこちら】

大学の教職員等向けセミナー

http://www.langate.co.jp/roudou2023/contents/university.html

# ★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga\_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ(厚労省ホームページ「国民の皆様の声」 ヘリンク)

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail

●編集:厚生労働省

●当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。